



関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

令和3年10月28日
本 部 事 務 局

1 趣 旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告及び各府県市の人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正内容

関西広域連合会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き下げる。

	6月期	12月期	引下げ幅
令和3年度	1.275月（支給済み）	1.125月（改正前 1.275月）	△0.15月
令和4年度以降	1.20月（改正前 1.275月）	1.20月（改正前 同左）	△0.15月

3 条例改正案

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

4 今後の予定

令和3年11月18日 広域連合議会に条例案上程